

令和5年度分 市民税・県民税申告の手引き

市民税・県民税は、前年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得や控除の状況を、毎年申告していただくものとなっております。

この申告は、市民税・県民税の税額決定及び所得（非）課税証明書の交付のほか、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定、各種福祉手当の受給判定などを行うための必要な資料になりますので、申告書の提出が必要な方につきましては、必ず申告ください。

令和5年度分市民税・県民税につきましては、**令和5年3月15日(水)**が申告期限となりますので、本紙を参考に期限内に申告していただきますようお願いいたします。

●申告書の提出が必要な方

- 1、令和5年1月1日現在蕨市に居住している方
- 2、蕨市に居住していない方で、令和5年1月1日現在、市内に事業所、事務所又は家屋敷を有する方

次の方は申告書が送られてきても**提出の必要はありません。**

- (1) 税務署に対して**令和4年分の所得税の確定申告をした方又はされる方**
- (2) 令和4年中の**収入が給与のみ**で、すべての勤務先から蕨市役所に「**給与支払報告書**」が提出されている方
- (3) 令和4年中の**収入が公的年金等のみ**で、「**公的年金等の源泉徴収票**」に記載の控除に関する情報に修正がなく、かつ生命保険料控除、医療費控除など**源泉徴収票にない控除を受けない方**
- (4) 蕨市に居住している方の扶養親族や同一生計配偶者の方
ただし、(4)に該当する場合においても、収入がある場合で(1)～(3)に該当しない方、所得金額が記載された非課税証明が必要な方、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の加入者で各制度において申告が必要とされた方につきましては、申告が必要となります。

●提出方法

市民税・県民税の申告は郵送での提出を推奨しております。

同封の組立式返信用封筒は、切手の貼付が不要となっておりますので、申告会場への来場が不要となる郵送での申告を、是非ご活用ください。申告書の作成ができましたら、同封の組立式返信用封筒を手順に従って作成し、完成した返信用封筒を使用して、蕨市役所税務課市民税係宛にお送りください。

※受付票や添付資料の返却を希望される場合は、返送を希望する書類名を記載したメモ及び返送先の宛先を記載した切手貼付済の返信用封筒を必ず同封してください。切手貼付済の返信用封筒が同封されていない場合は、返送することができませんので、ご留意ください。なお、マイナンバー記載の書類について返却を希望する場合は、特定記録郵便で返却いたしますので、特定記録の加算料金（160円分）を加えた切手を貼付してください。

市民税・県民税申告の提出先	蕨市役所 税務課市民税係 （同封の組立式返信用封筒をご使用ください）
---------------	---

●申告受付会場（事前予約制）

申告書の提出は、**返信用封筒を使用した郵送での提出を推奨**しておりますが、対面での申告を希望される方を対象に下記のとおり受付会場を開設いたします。会場は事前予約制となりますので、必ず事前に予約をしてご来場ください。

受付会場	開設期間	集合時間	受付内容
蕨自治会館 1階大会議室 ぱらっとわらび 南ルート㉗蕨自治会館前 東ルート㉔蕨自治会館前	2月16日(木)から 3月15日(水)まで ※土・日・祝日を除く ただし、2月19日・26日の 日曜日は開場いたします。	午前9時から 12時まで 午後1時から 4時まで	○市民税・県民税申告受付 ※所得税及び復興特別所得税の確定申告等の会場ではありません。
東公民館 3階集会室 ぱらっとわらび 東ルート㉒東公民館	2月 9日(木) 2月10日(金)	午前9時から 11時30分まで 午後1時30分から 4時まで	○市民税・県民税申告受付 ○関東信越税理士会西川口支部の 税理士による簡易な内容の所得 税の還付申告※の相談

※簡易な内容の所得税の還付申告とは、給与及び雑収入以外の収入がない令和4年分の確定申告（準確定申告、住宅借入金等特別控除の1年目及び雑損控除があるものを除く）を指します。

●申告受付会場（蕨自治会館・東公民館）の予約方法

〈スマートフォンやパソコンからの予約申込〉

★**申込期間** 2月1日(水)18時から3月13日(月)16時まで

※翌日分の予約は出来ません。2営業日以後分についてご予約ください。

★予約方法

蕨市公式ホームページに予約申込専用ページを掲載いたしますので、**必ず事前にお申し込みください。**

詳細は右上の二次元コードを読み取りご確認ください。

※ご家族分など複数の方の申告をまとめて行う場合は、来場される代表者の方のみ予約申込をしてください。

※スマートフォン・パソコンで申込ができない方は、以下のとおり予約を受け付けております。

日 時	受 付 窓 口	受 付 時 間
2月 2日(木)から 2月15日(水)まで	税務課市民税係 蕨市中央4丁目21番29号 仮庁舎（市民会館3階多目的ホール）	9:00から16:00まで
2月16日(木)から 3月13日(月)まで	蕨自治会館の申告受付会場 蕨市中央5丁目13番2号 蕨自治会館 1階大会議室	
※2月19日(日)・26日(日)を除き、土曜日・日曜日・祝日は受付窓口での予約申込はできませんので、ご注意ください。		

〈当日受付について〉

事前予約の結果、予約が定員に達していない場合のみ、当日の朝8時35分から各会場で該当する時間帯の整理券を配付します。**すべての集合時間が定員に達している場合は、申告受付会場にご来場いただいても当日受付することができませんので、必ず事前に予約をしてご来場ください。**

【会場の留意点】※必ずご確認ください	【市民税・県民税についてのお問い合わせ】
★各会場へのお問い合わせはご遠慮ください。また、駐車場のご用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。 ★会場は、指定の集合時間を除き入場できません。ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。 ★近隣住民の方のご迷惑となりますので、午前8時30分より前にはご来場されないようお願いいたします。 ★マスクを着用し、できる限り少人数でご来場ください。 ★入場の際に、手指消毒及び検温を実施します。咳・発熱等の症状がある方は入場をご遠慮いただきます。	蕨市役所 税務課 市民税係 蕨市中央4丁目21番29号 仮庁舎 （市民会館3階多目的ホール） 電話 048-433-7707 ※申告受付会場の開設期間は職員が不在となるため、市役所窓口での対応は致しかねます。

●所得税及び復興特別所得税の確定申告・還付申告等について

 確定申告書等作成コーナーへ 確定申告書 ◆もっと便利に！確定申告書の作成はこちらから！ ○給与と所得の源泉徴収票をスマホのカメラ機能で読み取ると、記載内容が入力画面へ自動反映されます！ ○令和4年分確定申告からは、スマホで青色申告決算書・収支内訳書の作成が可能になります！  動画で見る確定申告 動画で見る確定申告		
◆ 確定申告会場等のご案内 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。 (注) 贈与税については、2月1日(水)以降、申告相談を受け付けております。		
開設期間（土曜、日曜、祝日を除く）	申告会場	相談受付時間
1月4日(水)～2月15日(水)	西川口税務署 別館会議室 川口市西川口4-6-18 ※西川口税務署敷地内	午前8時30分～午後4時
2月16日(木)～3月15日(水) ※2/19(日)、2/26(日)は開設 ※この期間は、西川口税務署庁舎では申告相談を行っていません。	SKIPシティ（埼玉県産業技術総合センター） 総合棟1階（A1街区）多目的ホール 川口市上青木3-12-18	午前9時～午後4時まで
◆ 確定申告会場の入場には、当日配付又は国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。 ※確定申告会場に来場される際は、マスクを着用していただき、少人数でお越しください。 ※入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は入場をお断りさせていただきます。 ※午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。 ※2/16(木)からのSKIPシティ会場は、大変混雑することが予想されますので、相談を希望される方は、1/4～2/15の間に西川口税務署別館会議室へご来場ください。 ※SKIPシティへのお問い合わせはご遠慮ください。		
交通アクセス	JR京浜東北線：川口駅〈バス〉東口7～9番乗場、「川口市立高校」下車 JR京浜東北線：西川口駅〈バス〉東口5番乗場、「川口市立高校」下車	※駐車場は混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。
※SKIPシティ会場では現金などの納付は取り扱っておりません。		
確定申告についてのお問い合わせ 国税庁HP「タックスアンサー」・「チャットボット（ふたば）」をご利用ください。		 ご相談はこちら 

③ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬～⑭社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除

令和4年中にあなたや生計を一にする配偶者・その他の親族が負担することとなっている社会保険料（国民健康保険税、国民年金保険料など）や、あなたのiDeCoの掛金などで、あなたが支払ったものがある場合は、この控除を受けることができます。該当する欄に金額を記載し、控除証明書などを添付（歳市への納付分を除く）してください。
※配偶者他の親族が受け取る年金から天引きされている国民健康保険税（料）や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。

⑮生命保険料控除

新（旧）生命保険や介護医療保険、新（旧）個人年金保険で、令和4年中にあなたが支払った保険料がある場合には、この控除を受けることができます。控除証明書に表示された区分ごとに集計し、該当する欄に金額を記載のうえ、控除証明書の原本を添付してください。

⑯地震保険料控除

損害保険契約等について、令和4年中にあなたが支払った地震保険等損害部分の保険料がある場合には、この控除を受けることができます。控除証明書に表示された区分ごとに集計し、該当する欄に金額を記載のうえ、控除証明書の原本を添付してください。

⑰寡婦控除、⑱ひとり親控除

令和4年中のあなたの合計所得金額が500万円以下で、次に該当する場合には、控除を受けることができます。該当する項目を丸で囲んでください。扶養親族がいる場合は、㉔に必ずご記載ください。
ひとり親控除・・・現に婚姻しておらず、事実上、婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない方で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる方に該当する場合
寡婦控除・・・ひとり親控除に当たらない方で、夫と死別（生死不明を含む）した後婚姻していない方又は夫と離別後婚姻していない方で合計所得金額が48万円以下の子以外の扶養親族を有する方に該当する場合

⑲勤労学生控除

あなたが令和4年12月31日時点で学生であって、合計所得金額が75万円以下かつ給与所得以外の所得金額が10万円以下の場合には、この控除を受けることができます。学校名を記載し、学生証の写しなどを在学を証明するものを添付してください。

㉑障害者控除

令和4年12月31日時点で障害者であった場合には、この控除を受けることができます。該当する障害区分を丸で囲み、等級等を記載のうえ、障害者手帳などの写し（介護保険制度による障害者控除に該当する場合は、障害者控除対象者認定書）を添付してください。
※あなた以外の方が障害者控除を受ける場合は、㉒～㉔にご記載ください。

㉒医療費控除

あなたや生計を一にする配偶者・その他の親族のために令和4年中に支払った医療費が、一定の金額以上ある場合には、この控除を受けることができます。ご自身で医療費控除の明細書（同封の黄色いチラシの裏面）を作成し、添付してください。
※医療費の領収書・明細書などの添付は不要です。
〔セルフメディケーション税制による医療費控除の特例〕
あなたが健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために令和4年中に支払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合には、この特例を受けることができます。□にチェックし、特例の明細書（市ホームページから印刷可）を添付してください。なお、この特例を受ける場合は、通常の医療費控除を受けることはできません。

㉒～㉓配偶者控除・配偶者特別控除

令和4年中のあなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合には、配偶者控除（48万円超から133万円以下の場合は配偶者特別控除）を受けることができます。また、あなたの合計所得金額が1,000万円超である場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けられませんが、配偶者控除の対象者が障害者であった場合には、障害者控除を受けることができます。
※配偶者が障害者の場合には、㉑を参照の上で記載し、必要書類を添付してください。
※夫婦がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。

㉔扶養控除（16歳未満の扶養親族も含む）

あなたと生計を一にする扶養親族のうち、令和4年12月31日現在の年齢が16歳以上かつ合計所得金額が48万円以下の場合には、この控除を受けることができます。ただし、16歳未満の扶養親族についても、非課税判定、ひとり親控除、寡婦控除の適用等に影響があるため、忘れずにご記載ください。なお、扶養親族がいない場合には、「扶養者はいません」にチェックをしてください。
※対象の扶養親族が障害者の場合には、㉑を参照の上で記載し、必要書類を添付してください。

雑損控除（申告書裏面㉕）

災害、盗難又は横領などにより、住宅や家財等に損害を受けたときや災害関連の支出があるときは、雑損控除の対象となりますので、関連する資料の写しを添付してください。

令和5年度分 市民税・県民税申告書の書き方

申告書は太線の中のみ黒色系ボールペンで記載してください。
申告書の裏面については、申告書と一体となっている受付票の裏面に書き方があります。



令和5年度分 市民税・県民税申告書

令和5年1月1日現在の住所

中央5丁目14番15号

業種又は職業

受付印

現住所

同上

世帯主の氏名

本人

フリガナ

ワラビ タロウ

続柄

生年月日

氏名

蔵 太郎

世帯主

大平・令 30.10.1

個人番号

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

電話番号

048 - 433 - 7707

提出年月日

年 月 日

5 2 20

代理申告

続柄

☐ 番号確認 ☐ 委任状 ☐ 身元確認 ☐ 使者

③ 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類

支払った保険料

源泉徴収票に記載されている保険料の合計額

国民健康保険 260,000 円

介護保険 50,000 円

後期高齢者医療保険 円

国民年金、任意継続その他 265,000 円

源泉徴収票に記載された保険料の合計額 5,000 円

新生命保険料の計

旧生命保険料の計

96,000 円 120,000 円

新個人年金保険料の計

旧個人年金保険料の計

48,000 円 円

介護医療保険料の計

円

地震保険料の計

旧長期損害保険料の計

12,000 円 円

④ 障害者控除

① 障害者控除

② 障害者控除

③ 障害者控除

④ 障害者控除

⑤ 障害者控除

⑥ 障害者控除

⑦ 障害者控除

⑧ 障害者控除

⑨ 障害者控除

⑩ 障害者控除

⑪ 障害者控除

⑫ 障害者控除

⑬ 障害者控除

⑭ 障害者控除

⑮ 障害者控除

⑯ 障害者控除

⑰ 障害者控除

⑱ 障害者控除

⑲ 障害者控除

⑳ 障害者控除

㉑ 障害者控除

㉒ 障害者控除

㉓ 障害者控除

㉔ 障害者控除

㉕ 障害者控除

㉖ 障害者控除

㉗ 障害者控除

㉘ 障害者控除

㉙ 障害者控除

㉚ 障害者控除

㉛ 障害者控除

㉜ 障害者控除

㉝ 障害者控除

㉞ 障害者控除

㉟ 障害者控除

㊱ 障害者控除

㊲ 障害者控除

㊳ 障害者控除

㊴ 障害者控除

㊵ 障害者控除

㊶ 障害者控除

㊷ 障害者控除

㊸ 障害者控除

㊹ 障害者控除

㊺ 障害者控除

㊻ 障害者控除

㊼ 障害者控除

㊽ 障害者控除

㊾ 障害者控除

㊿ 障害者控除

⑤ 収入金額等

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

総合譲渡

一時

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

⑥ 所得金額

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

⑦ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

⑧ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

⑨ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

⑩ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

⑪ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

⑫ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

⑬ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

⑭ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

⑮ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

⑯ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

⑰ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

⑱ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

⑲ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

⑳ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㉑ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㉒ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㉓ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㉔ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㉕ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㉖ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㉗ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㉘ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㉙ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㉚ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㉛ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㉜ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㉝ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㉞ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㉟ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㊱ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㊲ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㊳ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㊴ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㊵ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㊶ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㊷ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㊸ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㊹ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㊺ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㊻ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㊼ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㊽ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㊾ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

㊿ 給与

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

雑業

その他

合計

総合譲渡一時

合計

① 収入金額等、② 所得金額

ア、① 営業等

販売業・製造業・卸売業・飲食業・サービス業などの営業から生じる所得。※申告書の裏面⑥に必要事項を記載し、収支内訳書を添付してください。

イ、② 農業

農産物の生産、果樹などの栽培、家畜類の飼育などから生じる所得。※申告書の裏面⑥に必要事項を記載し、収支内訳書を添付してください。

ウ、③ 不動産

建物や土地などの不動産、借地権などの不動産の上に存する権利等から生ずる所得（家賃・貸間代・地代・権利金・更新料・名義書換料等）。※申告書の裏面⑥に必要事項を記載し、収支内訳書を添付してください。

エ、④ 利子

日本国外の銀行等に預けた預金の利子等で、源泉分離課税の対象とならない利子などの所得。

オ、⑤ 配当

株式配当・剰余金の分配（出資に係るものに限る）などの所得。※申告書の裏面⑦に必要事項を記載してください。

カ 給 与

給与・賃金及び賞与などの収入の1年間の合計額を「カ」の欄に記載してください。
※1. 所得金額を証明する書類の写し添付にご協力ください。
※2. 勤務先の廃業等で所得金額を証明する書類の再発行ができない方は、申告書裏面の『⑤給与所得の内訳』欄に記載してください。

キ、ク、ケ、⑧、⑨ 雑

○公的年金…国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、一定の外国年金などの所得（遺族年金・障害年金は除きます）。公的年金等の収入金額「キ」に金額を記載してください。
○業務…原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得。裏面の⑧に必要事項を記載してください。
○その他…生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金などの上記以外のものによる所得。裏面の⑧に必要事項を記載してください。

コ、サ 総合譲渡

○車両、機械、ゴルフ会員権、特許権、著作権など、土地や建物以外の資産の譲渡による所得。資産の所有期間（5年以下か、5年を超えるか）により短期・長期に分かれています。※申告書裏面⑩に必要事項を記載してください。

シ 一時

○懸賞当せん金、競輪、競馬などの払戻金、生命保険の一時金、損害保険の満期返戻金などの一時的な所得。申告書裏面⑪に必要事項を記載してください。

⑫合計

この欄は市で使用する欄ですので記載不要です。

4 徴収方法

市民税・県民税が給与から差し引かれる方で、給与・公的年金等に係る所得以外（令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得がある場合、それに対する市民税・県民税の納税方法が選択できます。希望の方法をチェックしてください。

●特定配当所得・特定株式等譲渡所得の申告及び課税方式について

所得税と異なる課税方式を選択してすべてを申告不要とする場合は、確定申告書の第二表の住民税に関する事項のうち、「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」の項目に○印を入れてください（別途市民税の申告は不要です）。
なお、一部を申告不要とする場合は、市民税・県民税の申告書と「市民税・県民税特定配当等・特定株式等譲渡所得金額課税方式選択申告書（市ホームページから印刷可）」の提出及び年間取引報告書等の関連資料の提示をお願いします。

〈参考〉給与と所得控除後の給与等の金額の計算表		
給与の収入金額	給与と所得控除後の給与等の金額	
550,999 円以下	0 円	
551,000 円 ～ 1,618,999 円	－ 550,000 円	
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円	
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円	
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円	
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円	
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	年取÷4 (千円未満 切捨て)	左の金額×2.4 + 100,000 円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円		左の金額×2.8 － 80,000 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円		左の金額×3.2 － 440,000 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	×0.9 － 1,100,000 円	
8,500,000 円以上	－ 1,950,000 円	

〈参考〉公的年金等の雑所得の計算表				
年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得金額以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満の方 (昭和33年 1月2日以後に 生まれた方)	1,299,999円以下	－600,000円	－500,000円	－400,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	×0.75－ 275,000円	×0.75－ 175,000円	×0.75－ 75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	×0.85－ 685,000円	×0.85－ 585,000円	×0.85－ 485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	×0.95－1,455,000円	×0.95－1,355,000円	×0.95－1,255,000円
	10,000,000円以上	－1,955,000円	－1,855,000円	－1,755,000円
65歳以上の方 (昭和33年 1月1日以前に 生まれた方)	3,299,999円以下	－1,100,000円	－1,000,000円	－900,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	×0.75－ 275,000円	×0.75－ 175,000円	×0.75－ 75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	×0.85－ 685,000円	×0.85－ 585,000円	×0.85－ 485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	×0.95－1,455,000円	×0.95－1,355,000円	×0.95－1,255,000円
	10,000,000円以上	－1,955,000円	－1,855,000円	－1,755,000円